

喜多方市公共工事建設発生土民間受入地登録条件

	受入地の形状	区域指定	条件
1	農地法第5条第1項による農地転用による砂利採取用地		①受入期間は当該登録地について会津農林事務所及び喜多方市農業委員会で認可する期間内とする。 ②受入土量は現地盤以下まで、または喜多方市農業委員会の許可条件によること。
2	土地等の形質の変更（一時的な堆積以外の形状）	喜多方市都市計画区域又は居住地・集落等（※1）から100m以内の区域	①盛土で高さ1m超の崖とならないこと（崖：地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす形状） ②盛土で高さ2m超とならないこと（①を除く）（盛土の高さは最も低い地面からとすること。） ③盛土の面積500㎡超とならないこと（①～②を除く） ④盛土をする場合に、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置をすること。（盛土の締め固め1層概ね30cm以下、必要に応じて盛土内に浸透した地表水等を排除するための透水層の設置や、地滑り抑止ぐい設置等） ⑤急傾斜地（勾配15度以上）で盛土をする場合に、地山の段切り等の措置をすること。 ⑥盛土の上面の排水勾配を確保すること（2%程度）。 ⑦盛土において設置する地表水等を適切に排除する管渠等を設置すること。 ⑧受入計画終了後に壁面以外の傾斜地には植栽の導入等崩落防止策を講ずること。
		上記以外の区域	①盛土で高さ2m超の崖とならないこと（崖：地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす形状） ②盛土で高さ5m超とならないこと（①を除く）（盛土の高さは最も低い地面からとすること。） ③盛土の面積3,000㎡超とならないこと（①～②を除く） ④盛土をする場合に、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置をすること。（盛土の締め固め1層概ね30cm以下、必要に応じて盛土内に浸透した地表水等を排除するための透水層の設置や、地滑り抑止ぐい設置等） ⑤急傾斜地（勾配15度以上）で盛土をする場合に、地山の段切り等の措置をすること。 ⑥盛土の上面の排水勾配を確保すること（2%程度） ⑦盛土において設置する地表水等を適切に排除する管渠等を設置すること ⑧受入計画終了後に壁面以外の傾斜地には植栽の導入等崩落防止策を講ずること。
3	土石の堆積（一時的な堆積等）	喜多方市都市計画区域又は居住地・集落等（※1）から100m以内の区域（※2）	①堆積の高さが2m超かつ面積300㎡超とならないこと ②堆積の面積が500㎡超とならないこと ③堆積する土地の地盤の勾配は10分の1以下とすること（堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置を講ずる場合を除く） ④地表水等による地盤の緩み等が生じない措置を行うこと ⑤堆積する土石の高さが3メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地を確保すること ⑥堆積する土石の高さが3メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地を確保すること ⑦堆積した土石の周囲への柵等の設置すること（⑥～⑧の対策は、堆積する土石の高さを超える鋼矢板を設置する場合等は除くものとする） ⑧盛土において設置する地表水等を適切に排除する管渠等を設置すること。
		上記以外の区域	①堆積の高さが5m超かつ面積1500㎡超とならないこと ②堆積の面積が3000㎡超とならないこと ③堆積する土地の地盤の勾配は10分の1以下とすること（堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置を講ずる場合を除く） ④地表水等による地盤の緩み等が生じない措置を行うこと ⑤堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地を確保すること ⑥堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地を確保すること ⑦堆積した土石の周囲への柵等の設置すること（⑥～⑧の対策は、堆積する土石の高さを超える鋼矢板を設置する場合等は除くものとする） ⑧盛土において設置する地表水等を適切に排除する管渠等を設置すること
4	窪地の埋立		①厚さ30cm以下毎の締め固めを行うこと。 ②受入土量は周囲地盤以下とすること。

※1 集落等とは3戸以上の家屋の敷地が50m以内の距離で連たん集合している区域

- ・ 基本的な条件の考え方について
 - この条件は、盛土規制法の盛土等防災マニュアルを基本として整理しているため、福島県による条例で別途基準が示された場合は、必要に応じて見直すこととする。